

令和8度 大津市立瀬田北小学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011年（平成23年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、瀬田北小学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、瀬田北小学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

1	いじめ問題に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・	P2
	（1） いじめの未然防止	
	（2） いじめの早期発見	
	（3） いじめへの対処	
2	「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・・・	P10
	（1） 役割	
	（2） 構成員	
	（3） 関係する校内委員会等との連携	
	（4） いじめ事案対応フロー図	
3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・	P12
	（1） 基本方針、年間計画の見直し	
	（2） 基本方針、年間計画の公開・説明	
4	いじめ防止等に向けた年間計画・・・・・・・・・・	P13
5	その他（資料等）・・・・・・・・・・	P15

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、すべての児童が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

	行動計画の具体的取組	取組目標
	【重点】 いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	いじめ防止啓発月間（6月、10月）を中心に、児童会・生徒会等子ども主体のいじめ対策に関する取組を実施する。子どもが主体となって、いじめ防止に向けた取組を考え、実行することを通じ、子どものいじめ問題に関する意識を高め、いじめの未然防止につなげる。

学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	いじめ防止に関する標語、スローガン、ポスターの作成など、子ども自身がいじめ防止に向けた取組目標を考え、設定できるように支援する。 子どもの発達段階に応じ、学校全体の目標だけでなく、学級の目標についても積極的に設定することで、子どもたちが自身の問題としていじめの防止について考えられるよう支援していく。
----------------------------	--

② 子どもに対する教育・啓発

行動計画の具体的取組	取組目標
いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	授業に限らず様々な学校行事や学校生活の全体を通して、子ども自身が、何がいじめにあたるのかを理解するとともに、いじめは人権侵害や犯罪行為であり、人の尊厳を踏みにじる行為であること、人のかけがえのない生命を奪う可能性のある行為であり、どのような理由があっても許されないことを理解できるような教育を実施する。さらに、もし自分がいじめにあったときや、いじめを見たときにどのような行動をとれるのかを伝えるなど、子どものいじめに対する解決力を育む。
【重点】 インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	道徳の時間を使って、情報モラル教育に取り組む。 5～6年には外部講師を招聘し、ネットいじめ防止授業、スマホ・ケータイ人権教室を行う。
相談することの大切さに関する啓発	子どもたちに対し、日々の教育活動や相談窓口等の広報啓発物品等の配付などの機会を捉え、悩みを持つことは決して悪いことではなく、誰でも悩むことはあるということへの理解を促し、悩んだときに、人に話す・聴いてもらうことの重要性を伝え、学校の教職員や保護者、地域の方など身近な大人や相談窓口等、自分が一番相談しやすい方法での相談を促す。
子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	子どもたちがいじめをしない態度や能力を身につけられるよう、特別の教科である「道徳」を要として、教育活動全体を通して、かけがえのない生命を尊重する心や互いを認め合う寛容な心、誰に対しても差別をすることや偏見を持つことのない公正、公平な態度、互いに理解し合い、協力し、助け合う友情・信頼の心などを育む。

自他ともに認め合う人権教育の推進	「北リンピック」（体力向上に向けた取組）を、互いの良さを認め合う機会として活用する。 人権の大切さについて啓発する人権の日を毎月１回設けるとともに、１２月に校内人権週間を設定し、全校で人権に関する作文や標語、ポスターなどを制作し、校内での掲示や放送を通じて発表を行う。 また、１０月１１日については、いじめによる自死が起こった日であることを踏まえ、「いのちと人権を考える日」と位置付け、人権の日と関連付けながら、いのちの尊さやいじめ防止について考える取組を実施する。 子どもたち一人一人がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる心を育むため、また、性別や国籍、障害者、性的少数者、宗教、出自等、具体的な人権課題について正しく理解、認識できるよう、人権を尊重する態度と実践力を養うための人権教育を実施する。
分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	いじめ加害の背景には勉強や人間関係等のストレスが関わっていることもあることを踏まえ、子どもの主体性や個別最適な学び、協働的な学びを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。 さらに、日々の授業や教育活動全体を通じ、一人一人の子どもの存在や意見が尊重される学級・集団づくりを進め、子どもの自己肯定感・自己有用感を育む。
思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	学年を超えて異年齢の仲間と交流することを通じ、低学年の子どもの学校生活の不安感を軽減し、高学年の子どものリーダーシップや自己有用感の獲得を目指すとともに、お互いを思いやる心を育てる。「５・５交流」として、５年生と地域の５歳児との交流を行う。

③ 教員に対する研修・支援

行動計画の具体的取組	取組目標
学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	法第 13 条に基づき、国のいじめ防止基本方針、大津市いじめ防止基本方針（行動計画）を参酌し、各学校の実情に応じたいじめ防止等のための対策に関する基本方針（学校いじめ防止基本方針）を策定する。 家庭・地域と連携したいじめ対策を行えるよう、各学校は策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページ上に掲載することなどを通じ、広く保護者・地域に周知を図る。

保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	保護者・地域の方に対し、子ども支援コーディネーター等の学校の相談先を周知することを通じ、保護者や地域の方がいじめやその他の子どもの課題を発見した際に、学校に情報提供していただける関係づくりに努める。 特に保護者は、子どもが悩みを相談する際の主要な相談先の1つであることから、学校だより等への掲載等を通じ、重点的に相談の呼びかけを行う。
いじめ対策に関する校内研修の実施	年度当初に、学校いじめ防止基本方針をもとに全教職員に研修を実施し、いじめ防止等のための対策の基本的な考え方や、学校におけるいじめ事案への対応の流れ、その年度に具体的にどのように実施するかという取組目標や年間計画について共通理解を図る。さらに、毎年度、いじめをはじめとした子ども支援に関する知識やスキルの向上を目的とした研修を実施する。
いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	個々の教職員がいじめ事案等に関する情報を抱え込むことがないように、普段から子ども支援コーディネーターを中心に組織的に情報共有・対応を行うという運用を徹底する。 校長・教頭、子ども支援コーディネーター等が、実際にいじめ事案等の子ども支援の実務に当たる教員に対して、適切に指導・助言を行う体制を構築することで、組織として適切な対応ができる体制を整備する。

④ その他（学校独自の取組）

取組目標
生徒指導の4つの視点（自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的な人間関係を育む、安全・安心な風土の醸成）を生かした授業づくりを目指します。 ぽかぽかハートフルデイ（人権の日）を毎月、ぽかぽかハートフルウィーク（人権週間）を6月、2月に設定し、教師・児童の人権感覚を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではない

かとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

	行動計画の具体的取組	取組目標
	【重点】 いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	いじめ等の子どもの悩みを早期に発見することを目的に、学期に1回以上（6月、10月、2月）、アンケート調査を行う。 また、4年生以上においては、タブレット端末を活用した心の健康観察を用い、日常的に児童の心身の状態の把握に努める。 アンケート調査結果は担任だけでなく必ず複数の教員で確認することとし、少しでも気になる点があった場合は、子どもへの聴き取りなどを通じて、子どもの悩みの把握と、適切な支援につなげる。
	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	いじめ等の子どもの悩みを早期に把握するため、子どもと担任等の教員が個別面談を行う、教育相談期間を学期に1回程度（6月、10月、2月）設ける。実施にあたっては、子どもが希望する場合は担任以外の教職員への相談も可能とするなど子どもが相談しやすい環境になるよう、学校の実情や発達段階に応じて工夫する。 また、日頃から子どもの学校生活を見守る中で、気になる子どもを発見した場合は、随時個別に面談等を実施すること等により、子どもの心情の把握に努め、いじめの早期発見に努める。
	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	校長・教頭、生徒指導主任、子ども支援コーディネーターを中心に、教職員が随時校内を巡回するなど、校内や登下校時の校門等での見守り活動を実施する。 特に、いじめの発生の多い休み時間や掃除の時間等は、

		子どもの些細なサインを見逃すことのないよう、子どもの見守りを行う。
	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	定期的な家庭訪問や懇談等の機会において、学校生活で頑張っている点や良い行いなども含めた子どもの様子を伝えるなど、学校や家庭での子どもの状況や様子を共有し、日頃から保護者とのコミュニケーションを充実させることで、学校と家庭が連携して子どもを支援できる関係性を構築する。 学校と保護者との関係性の構築を通じ、保護者が子どものことで悩んだ際に相談しやすい環境を整備することにより、子どもの様々な課題の早期発見に努める。

② いじめに関する情報共有

	行動計画の具体的取組	取組目標
	【重点】 子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	教職員がいじめの疑い（いじめかどうか確認できていない事案を含む）を把握した場合は、必ず子ども支援コーディネーターや校長・教頭とともに管理職と共有する。いじめの疑いの段階で情報を子ども支援コーディネーター等に集約するという運用を徹底することで、各教員がいじめに関する情報を抱え込んでしまうことを防ぎ、早期に組織的かつ適切な支援につなぐ。 さらに、子ども支援コーディネーターは、いじめはもとより、不登校、ヤングケアラー、虐待など、子どもが抱える様々な課題に関する情報を集約し、学校全体での組織的な対応や、福祉部局等関係機関と連携した重層的な支援につなげる。
	いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報	学校で把握したいじめの疑い事案（いじめかどうか確認できていない事案を含む）については、学校で「いじめ対策委員会」を開催し、組織的に情報共有・対応方針の検討を行った上で、翌課業日中に教育委員会に事案概要を報告する。この仕組みにより、教育委員会を含めた組織的かつ適切な対応を可能とするとともに、学校における迅速な組織対応を担保する。
	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	子どもたちの交流や教職員の合同研修などの保幼小中の連携活動を行っていく。 特に、次年度入学する子どもに関する情報共有については、連絡会を開催し、保幼から小へ、小から中へ校園が持つ情報を適切に引き継ぎ、必要な支援を継続的に行えるようにする。 さらに、校内での進級時も同様に、前学年から次の学年

		の担任に対し、適切に情報を引き継ぎ、切れ目なく必要な支援ができる体制を整える。
--	--	---

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

	行動計画の具体的取組	取組目標
	【重点】 「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	いじめ事案への対応のために、「いじめ対策委員会」を常設している。定期的な開催に加え、学校の教職員がいじめの疑い（いじめかどうか確認できていない事案を含む）を把握した場合は、必ず子ども支援コーディネーターや校長・教頭に報告し、その後、組織的に対応するための「いじめ対策委員会」を臨時で開催する。 「いじめ対策委員会」では、組織的に情報共有を行い、指導の方針、支援内容、役割分担等の対応方針を決定す

		る。また、「いじめ」として認知するかどうかはこの「いじめ対策委員会」において決定する。 学校のみによる対応が困難な場合は、教育委員会と連携し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士などの外部専門家をいじめ対策委員会に参画させ、専門的見地からの助言も得て、事案の解決を図る。この「いじめ対策委員会」は、法第 22 条に規定される「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」として位置づけている。
	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	学校全体で組織的に対応し、被害の子どもを徹底して守り通すこと、加害の子どもに対しては、安易に謝罪等をさせるのではなく、加害の子ども自身が自らの非に気づき、今後はどうすればよいかを考えることができるよう指導することを基本とする。加害の子どもの行為を止めるだけでなく、加害行為を行ってしまった背景を探り、改善すべき課題があれば、それらの課題の改善に向けた支援を行う。また、事案によっては、教育委員会、福祉部局、警察、関係する学校園、地域各種団体など、関係機関等と連携して対応を行う。 【被害の子どもへの支援の目標】 ①加害の子どもからのいじめ事案にかかる行為がなくなっていること ②その後の見守り等を通じて、被害の子どもの不安が取り除かれ、尊厳の回復がなされたこと ③学校の対応について、被害の子どもと保護者に理解が得られたこと ④被害の子どもが望んだ場合は、謝罪等、意向に沿った適切な対応がなされたこと 【加害の子どもへの指導の目標】 ①加害の子どもへの指導により、いじめ事案の行為に対して、考え、内省する機会がもたれたこと ②その後の見守り等により、同様の行為が行われていないこと ③学校の対応について、加害の子どもと保護者に理解が得られていること ④被害の子どもや保護者が望んだ場合は、謝罪等、意向に沿った適切な対応を行ったこと ⑤加害の子どもがそのような行為を行ってしまった背景を探り、必要に応じそれらの改善に向けた支援を行っていること

	インターネット上のいじめへの対応	SNSやブログ、ゲームサイト等における誹謗中傷やグループ内の仲間はずしなど、インターネット上のいじめを把握した場合は、インターネット上のいじめに関する対応マニュアルを活用し、証拠の保全を図る、プロバイダ・サイト管理者や法務局等の関係機関と連携し、書き込みの削除依頼を行う等、適切にその対応にあたる。 さらに、子どもたちがインターネットにアクセスする機会が多いのは、家庭のパソコン・スマートフォン・ゲーム機であることから、保護者にも連絡し、家庭と学校が連携して対応を行う。
	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	法 28 条に規定される「重大事態」など、重大な事案が発生した際は、被害・加害の子ども、その保護者、他の在籍する子ども、教職員等に対するアンケート調査や聴き取り調査等を実施し、事実関係の把握に努める。 調査にあたっては、被害の子どもやいじめに係る情報を提供してくれた子どもを守ることを最優先に対応を行う。
	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	いじめ事案に関する情報が記載された文書については、公文書として適切な管理及び保存（5 年保存）を徹底する。
	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	いじめ事案について子どもへの支援・指導を行った場合は、たとえ大人目からは些細に見える事案であっても、速やかに保護者に連絡し、事実確認できたことや指導方針、今後の支援等について情報共有することで、家庭と学校が連携して子どもへの支援・指導を行う。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速

な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う

キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う

ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う

ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭とします。

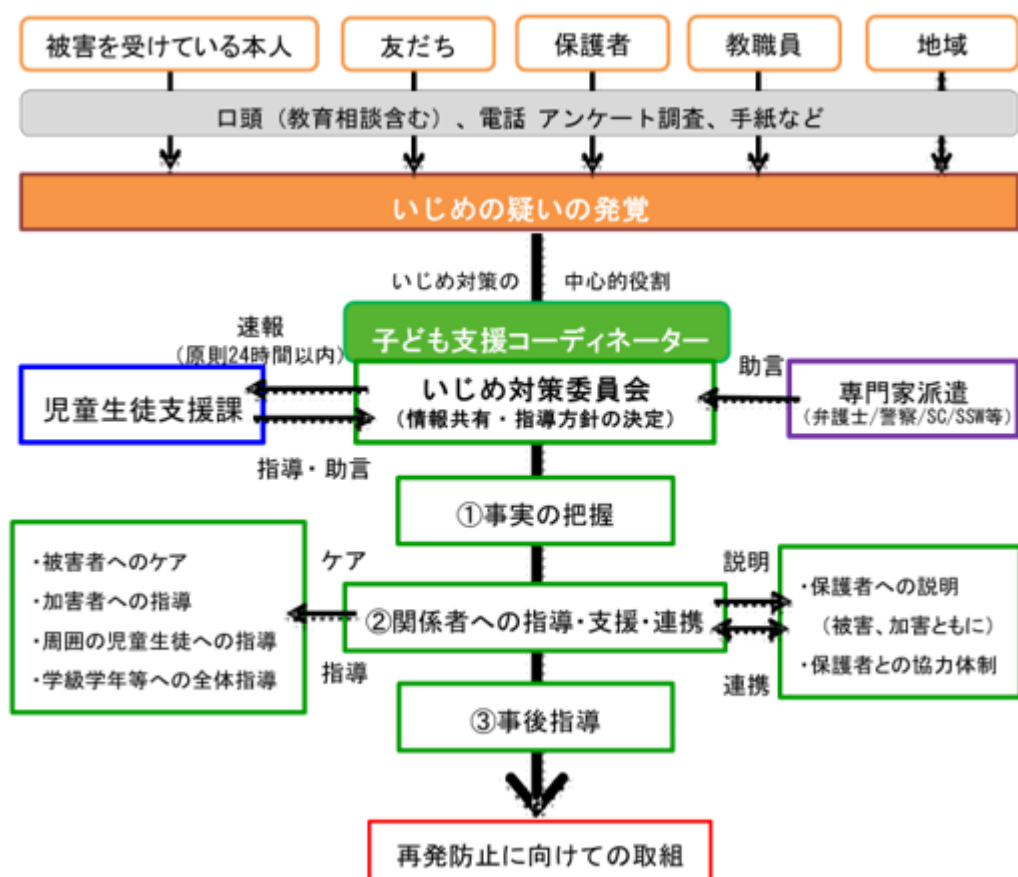
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員、スクールカウンセラーを追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官 O B）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導部会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



- (2) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者としします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③） 学校間、学年間の情報交換 指導記録の引き継ぎ① いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議編成① 校内研修「子どもを語る会」② ぽかぽかハートフルデイ（①） 個別懇談会（②）	・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ
5	拡大いじめ対策委員会（学校運営協議会）（④） ぽかぽかハートフルデイ（①）	・本年度のいじめ対策の基本方針を説明
6	いじめ防止啓発月間（①・④） ぽかぽかハートフルウィーク（①） 「教育相談アンケート」の実施と分析（②） 教育相談月間（②） いじめ防止啓発活動（児童会・委員会）①	・児童会を中心にした取組の実施
7	保護者懇談会（④） 拡大いじめ対策委員会（学校運営協議会）（④） ぽかぽかハートフルデイ（①）	
8	いじめ問題に関する校内研修会（①・②・③・④） ぽかぽかハートフルデイ（①）	・情報モラル教育に関連した研修
9	夏休み明けの子どもたちの変化の見とり（②） 行事（運動会等）を通じた人間関係づくり（①）	
10	いじめ防止啓発月間（①・④） ぽかぽかハートフルデイ「いのちと人権を考える日」① 心理授業・道徳参観の実施（①） 「教育相談アンケート」の実施と分析（②・③） 教育相談月間（②） いじめゼロ活動（児童会・委員会）① 個別懇談会（②）	・児童会を中心にした取組の実施
11	拡大いじめ対策委員会（学校運営協議会）（④） ぽかぽかハートフルデイ（①）	
12	人権週間（①・②） ぽかぽかハートフルデイ（①）	
1	保護者懇談会（④） ぽかぽかハートフルデイ（①）	
2	いじめ防止啓発月間（①・④） ぽかぽかハートフルウィーク（①） 「教育相談アンケート」の実施と分析（②・③） 教育相談月間（②）	

	校内研修「子どもを語る会」(②) 拡大いじめ対策委員会(学校運営協議会)(④)	
3	保護者懇談会(④) ぽかぽかハートフルデイ(①)	
年間 を通 じて	朝のあいさつ運動、下駄箱チェック(①・②) 定例会いじめ対策委員会(毎週月曜日)(①・②・③) 発達支持的生徒指導の推進(①・②・③)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

5. その他（資料等）

ストップいじめアクションプラン

～ いじめの未然防止、早期発見・早期対応 ～

子どものアクション

☆いじめのない明るく楽しい学校・学級づくりを進める。

北小の3つの約束の実現をめざす。

心をこめたあいさつ

額に汗するそうじ

人の話をしっかり聞く

☆学級活動・児童会活動に積極的に取り組む。

決めたことはみんなで守る。みんなの力でよりよい学校を作る。

☆自分たちでできることを考え、行動にうつす。

いじめられている人：周囲の大人、友人に相談する。

いじている人：反省し、二度と同じ事を繰り返さない。

周りで見ている人：勇気を持って、孤立している仲間・いじめを受けている仲間への声かけをし、いっしょに考える。

家庭や地域と連携したアクション

〈地域のアクション〉

- ・地域における子どもを支えるコミュニティを形成し、多くの目で子どもを見守る。（あいさつ運動・登下校見守り）
- ・地域行事に子どもを参加させる。
- ・学校と連携を図り、子どもが大切にされる地域作りを進める。（「いじめ対策」の研修会、協力者会議、民児協、育成会議など）

〈保護者のアクション〉

- ・我が子を目で見る、声を聞く。（日常会話、子ども理解、安心感）
- ・生活習慣の確立と自立心の育成に努める。（心の安定）
- ・学校との信頼関係を構築する。（協力して解決・防止にあたる）
- ・加害・被害の関係を超えて保護者が協力して子育てしていく関係を目指す。作る。

いじめをしない、させない、見逃さない学校

学校のアクション

いじめ発生時の適切な対応

〈未然防止〉

- ・一人ひとりの子どもたちが大切にされる、いじめのない学校作りを進める。
「いじめを絶対に許さない。いじめられている人を守る。」ということを児童、保護者、地域の方に宣言する。
わかる授業、魅力ある授業を展開し、「自己決定の力」「自己存在感」「共感的人間関係」を育む。
- ・豊かな人間関係を育む力を育てる。
道徳教育や体験活動を充実させ、社会性や自主性を育む。
いじめや差別を絶対に許さないことを、日常的教育実践の基本とし、人権教育の充実に努める。
自分たちの問題を話し合いで解決できるよう話し合い活動の充実に努め、学級集団としての成長を図る。
- ・教職員の指導体制を充実させる。 **いじめ対策委員会の常設**
教職員間の報告・連絡・相談体制を徹底させる。スクールカウンセラーとの連携を深め、教育相談体制を充実させる。
職員研修により、いじめに対応する共通意識を深め、実践力を高める。

〈早期発見〉

- ・児童が安心して相談できる環境を作る。
休み時間、昼食時等において子どもとふれあい、日頃から児童との信頼関係づくりに努める。
- ・毎日学年内ミーティングを開き、各学級の状況を把握し、気になる事案に関しては、**子ども支援コーディネーター**に報告をする。
- ・いじめが見逃されないよう、学期に1回児童へのアンケートを実施し、同時に教育相談強化月間を設定して、児童一人ひとりの悩みを把握できるようにする。

〈早期対応・再発防止〉

- ・いじめの発見もしくはいじめの訴えがあれば、直ちに対応する。
「いじめにあった児童を守り切る。」
速やかにいじめ対策会議を開き対応する。指導、支援を役割分担し、チームで対応する。
被害児童への支援・加害児童への指導、観衆・傍観者への指導と支援を行う。指導を学年・全校に広げる。
- ・再発防止に向け、継続指導・経過観察を行い、定期的に情報を交換して状況を確認する。

いじめ（いじめの疑い）

の発見・訴え



対策会議



事実確認



被害児童への支援



加害児童への指導



保護者への連絡



周囲の児童への指導

（観衆・傍観者）



学年・全校への指導

継続的な見守り

*必要に応じて、各専門機関と連携する